

九条本『撫民儉約之事（文永三年）』

植田真平

一、書誌情報

本稿は、書陵部図書寮文庫所蔵の九条本『撫民儉約之事（文永三年）』（函架番号・九・五三七、以下本資料）を紹介する。本資料は撰闋家九条家旧蔵の一巻で、後述のとおり文永三年（一二六六）の後嵯峨院政の公家新制に関するものである。昨年度末に整理が完了して今年度に公開されたもの（本号彙報掲載）で、鎌倉期の書写とみられるが後代の写本も管見に触れず、新出史料とみなされる。

全五〇紙の卷子本で、本紙一紙の標準的な大きさは縦三〇・七_{テシ}×横四七・〇_{テシ}だが、なかには裁断されて横幅の短いものもある（後述）。近世のものともみられる緑地吉祥文様カ緞子表紙、金銀切箔押見返紙、絹製巻緒、黒檀製軸等が、九条家での成巻をうかがわせるが、それらを再利用した当部での修補を経ている。この修補では、天地に足し紙を施したほか、欠損、断絶して別置されていた現在の第一紙の右半を、紙質や筆跡、法量などから左半との連続を推測して併せて一紙とみなし、巻頭に収めた。

本資料は全五〇紙のうち三〇紙に紙背文書を有し、多くは差出・年月日不詳の仮名書状だが、いずれも鎌倉期のもものと推測される。ただし、本稿では紙幅の都合上、表のみの紹介とした⁽¹⁾。

全紙とも奥上に紙数番号が振られており、現在の第一紙（左半）には「二二」とあって、五〇紙目の「五十一終」まで中欠はない。本来の一紙目は、本資料の附にある抄写一巻の本紙に「一」と振られていることから、それと推測される。この附の抄写一巻とは、本資料の西園寺公相意見状（後述②）の一条目のみを写したもので、②の欠損箇所には「虫損」「皆虫損分也」と注し、端裏書に「撫民事 前准三宮入道沙弥円性^銘之」と円性こと九条兼孝が銘を付している。紙背は房号・法号書出（折紙）である。紙数番号を振った段階では、巻頭に収められたようだが、当部に収蔵された際にはすでに分離されており、「撫民之事兼孝公御入筆物」と記した近世の包紙に包まれていた。これを、当部の修補で包紙とともに巻装し、本資料の附として整理した。

また、附としてもう一点、「撫民之事」と書かれた、おそらく近世の付札があり、現在は台紙に貼って整理している。

以上の附二点および本巻紙背の画像は、本巻と併せて書陵部のデジタル

アーカイブ「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」で令和八年四・五月頃公開予定であるので、適宜参照されたい。

二、構成と作成の過程

本資料は、後述のように文永三年に廷臣が提出した意見状の案文群であり、以下①～⑬の一三通で構成される（官位は差出によった）。筆跡はすべて同一ではなく、便宜A・Bとした二種の筆跡によって書かれている。

- ① A （月日欠損） 西園寺公相意見送状案カ
 - ② A （文永三年）三月十五日 西園寺公相意見状案
 - ③ B （文永三年三月カ）八日 前左大臣洞院実雄意見状案
 - ④ A 文永三年三月十三日 兵部卿四条隆親意見状案
 - ⑤ A （文永三年）正月二十六日 前大納言二条資季意見状案
 - ⑥ A （文永三年）四月一日 権大納言花山院師繼意見状案（含追而書）
 - ⑦ B 文永三年正月二十三日 民部卿勘解由小路経光意見状案
 - ⑧ B 文永三年二月十日 大宰権帥吉田経俊意見状案
 - ⑨ A 文永三年正月十三日 従二位法性寺顕雅意見状案
 - ⑩ B 文永三年正月二十五日 左大史小槻有家意見状案
 - ⑪ B 文永三年三月十七日 右大史小槻秀氏意見状案
 - ⑫ B （文永三年）三月二十四日 大外記清原良季意見状案
 - ⑬ B 文永三年正月二十六日 大炊頭兼大外記博士周防権守中原師顕意見状案
- A・Bの筆跡の違いは、紙質の違いとも一致する。いずれも楮紙かとみられるが、色味からしてA・Bは紙質が異なり、Bには横界線二条（界高二

六・〇センチ）がある（カラー図版参照）。連続する①②・⑤⑥（以上A）や⑦⑧・⑩～⑬（以上B）は、それぞれに続紙に連続して記されており、正文でないことが歴然である。また、③末尾の第八紙は横三一・三センチ、⑦冒頭の第二九紙は横一五・七センチ（いずれもB群）と裁断された横幅になっているが、両者を合計すると本資料の標準的な料紙の横幅四七・〇センチとなり、第八紙と第二九紙はもと一紙であったと推測される。つまり、③⑦⑧が一連の続紙に写されたが、④⑤⑥を挿入するために③⑦間で裁断され、現況のごとく貼り継がれたのだろう。なお、⑨末尾の第四二紙も余白を切り詰めたようで、横一三・〇センチしかない。

各状の冒頭上部、A群は端書といふべき位置に、B群は界線上の頭書ともいふべき位置に、発給者の名が記されている。そのうち、④（A）の端書は直前の③（B）の紙継目にかかっており、少なくともA群の端書はAB両群を貼り継いだあとに書き入れられたことが明らかである。また、⑩（B）の頭書も⑨（A）との紙継目にかかっているが、これはB群頭書の墨色で「有家」とあつた上に、A群端書の筆跡で「有家宿禰」と重ね書きしたものが継目にかかったとみられる。

以上のことから、本資料の一三通が、二人の人物によって手分けして書写されたのち、A群の筆写者によって集約され、発給者の官位の順に並べ替えて貼り継がれた案文乃至写であることは間違いない。であれば、その書写された時期を考えなければならない。本資料上に直接それを示す記述はなく、紙背文書にも目下年代の特定に至れるものはない。

手がかりとなるのは、やはり発給者の名を記した端書・頭書である。この端書・頭書は、前述のとおりA群の端書がB群との貼り継ぎ後に記されてい

ることなどから、元端裏書など正文由来のものではなく、書写の段階で独自に書き加えられたものと推断される。

本資料がもし文永三年より遙か下った時代に書写されたものだとしたら、端書等には各人の極官や追号を記すか、あるいは本文の差出を引き写しただろう。しかし、たとえば花山院師繼の⑥は、端書には極官の内大臣でも差出の権大納言でもなく、兼官の「皇后宮大夫」と記されている。極官や差出の引き写しでもないとするれば、本資料の筆写時の官職なのではなからうか。その推測のもと、端書等の官職と各々の官歴を照合すると、下限は、⑥の花山院師繼が皇后宮大夫を辞する文永四年八月二十九日となる。つまり、この案文群は文永四年八月まで、提出から遅くとも一年半ほどの間に作成されたことがわかる。おそらくは、これらの意見状が提出されてまもなく書写されたのではなからうか。

紙背文書には、九条家出身の一音院濟助（教実息、理真とも）の書状があるほか、検討は半ばだが、九条家を指して「当家」と記したとみられる文書もある。これらは九条家かその周辺に蓄積された料紙と推測され、九条家周辺で書写されたものと推定される。当時の九条家は当主忠家の不遇な時代であり、政治の中枢から遠ざけられていた。だが、提出者には⑤の二条資季や⑨の法性寺顕雅など九条家に近侍した者もあり、それらの伝手で意見状案を入手し、手分けして筆写したのではなからうか。A B両筆跡の主が判明すれば、不遇期の九条家周辺のようにも多少わかつてくるかもしれない。

三、文永三年の後嵯峨院政と徳政

さて、本資料は一読して、廷臣が「撫民」と「儉約」に関する意見を具申したものであることがわかる。具申者のうちには今日に残る日記の記主も多いが、同時期の記録は伝存せず、わずかにその状況を知らせるのは、中原師種が記主かとされる『外記日記（新抄）』である。その文永二年十二月二十六日条に「仙洞御評定、修徳政可消彗星之災、撫民儉約事」、翌二十七日条に「撫民儉約事、可進意見之由」^②「仰云々」、同三年正月十二日条に「仙洞評定始、徳政事」とあって、後嵯峨院の評定で彗星出現の対応策として「撫民儉約事」「徳政事」が検討され、意見の聴取もなされたことがわかる。

この彗星は、文永二年十二月十一日頃に出現し、京都・鎌倉双方で盛んに祈禱したが消滅せず^③、「撫民儉約事」の検討に至ったのだろう。後嵯峨院政において「撫民」が重視されたという先学の指摘とも矛盾しない。

本資料の発給者、すなわち意見の具申者のうちの公卿は、②西園寺公相（従二位・前太政大臣）、③洞院実雄（従一位・前左大臣）、④四条隆親（正二位・前大納言）、⑤二条資季（正二位・前権大納言）、⑥花山院師繼（正二位・権大納言）、⑦勸解由小路経光（正二位・前権中納言）、⑧吉田経俊（正三位・権中納言）、⑨法性寺顕雅（従二位・前参議）の八名である。同時期の後嵯峨院評定に関する詳しい記録は見当たらないが、試みに経光の『民経記』より翌文永四年の院評定の出席者、すなわち院評定衆を拾ってみると、別表のとおりとなる^⑤。右の八名はいずれもこれに含まれ、院評定衆として意見を提出したとみてよい。②の充所が経俊となっているのは、彼が院の伝奏

	本資料 文永3.正～3	『民経記』 文永4.3	同左 文永4.7～9	同左 文永4.11～12
二条良実		○	○	○
一条実経		○	○	○
西園寺公相	○		○	(死没)
洞院実雄	○			○
四条隆親	○		○	○
二条資季	○	○	○	○
花山院師繼	○	○	○	○
勘解由小路経光	○	○	○	○
吉田経俊	○	○	○	○
法性寺顕雅	○	○	○	○
源資平		○	○	○
源雅言		○	○	○

兼執権だったためと推定される。また、『大日本古記録 民経記』は、院評定出席者の「前参議」を源通持に比定するが、本資料と照合すれば顕雅とすべからざる。顕雅の息雅藤も後宇多院政の評定衆となっており、⁶ 家格上の問題もない。

前関白二条良実と関白一条実経は文永四年の院評定出席者だが、本資料には見えない。差出が欠損している①は、配列から②西園寺公相より上位の人物、すなわち右二人のいずれかとも思われるが、残存部より披露形式の送状と読み取れ、②の送状とみなすのが妥当だろう。また、源資平（弘長元年へ一二六一～三月任参議）と同雅言（文永三年二月任参議）は、本資料より文永二年末にはまだ院評定衆になっていなかったと推察される。

① 右大史同秀氏、② 大外記清原良季、③ 同中原師顕は、外記史の上首として後嵯峨院の諮問に預かったとみてよい。本資料は、文永二年

末段階の院評定衆のうち撰闕家を除く全員と、外記史の上首が提出したものとみなすことができる。

以上により、本資料が後嵯峨院政の院評定における徳政に関する史料であることが明らかとなった。そこで想起されるのは、公家新制である。⁷ 本資料でも、たびたび弘長三年八月十三日の公家新制に言及されており、新制が強く意識されていたことがうかがえる。実際、彗星の出現は新制発布の重要な契機であり、発布にあたっては徳政意見の上申、意見状の提出がなされた。⁸ とすれば、本資料の一三通は、書止文言や文書様式は区々であれ、一概に新制発布の是非を答申した意見状とすることができよう。類例としては、文永五年の意見状の一通とされる徳大寺実基政道奏状（『中世政治社会思想下』所収）があるが、⁹ 寡聞にしてこれほどまとまって意見状が残存している例を知らず、本資料の貴重さが改めて実感される。

しかしながら、集まったのは弘長三年新制で事足りりとする意見が多数であった。改めて新制が発布された形跡は確認できないし、弘長三年新制の徹底さえも発令されなかったようである。数ある公家新制の背後には、かかる不発の例が少なからずあったのだろう。とはいえ、発布につながらなかったことは、本資料の価値を損なうものではなく、却って不発の例の検討が、発布された新制の意義を浮き彫りにさせるのではなからうか。

ここまで本資料の価値をじゅうぶんに理解し、説明しえたか甚だ心許ないが、あとは以下に翻刻を示す本文こそが自ずから雄弁に語る。徳政に対する貴族の心性や社会認識、引用される和漢の古典と学識の傾向、条文未詳の新制や未知の施政の断片など、本資料のもつ情報は計り知れず、諸方面で活用されることを願ってこの拙い解題を閉じたい。

註

- (1) 紙背文書全通は、『図書寮叢刊 九条家本紙背文書集』続巻（刊行年度未定）への収録を予定している。
- (2) 遠藤珠紀「鎌倉中後期の中原氏西大路流―尊経閣文庫所蔵『外記日記（新抄）』を通して―」（『中世朝廷の官司制度』吉川弘文館、初出二〇〇九年）、同「尊経閣文庫所蔵『外記日記 新抄』解説」（『尊経閣善本影印集成七三 外記日記 新抄二 享祿二年外記日記』八木書店、二〇二〇年）。なお、中原氏西大路流傍流の師種は、⑬の六角流の師頭とは縁遠いためか意見状の提出については触れていない。
- (3) 彗星の出現は、『外記日記 新抄』文永二年十二月十一日条～同四年正月二十三日条、『吾妻鏡』同二年十二月十四日条～四年正月十三日条に記載がある。『民経記』文永二年十二月二十六日条には、続古今和歌集の竟宴が彗星の出現により延期になった旨が記されているが、院評定に関する記述はない。
- (4) 笠松宏至「鎌倉後期の公家法について」（『中世政治社会思想 下』岩波書店、一九八一年）。
- (5) 『民経記』文永四年三月二・六日、七月一・二十六日、八月十一・二十一・二十五日、九月一日、十一月一・六・二十七日、十二月二・二十一日条。後嵯峨院政と院評定の理解は、橋本義彦「院評定制について」（『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年、初出一九七〇年）、本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』（東京大学出版会、一九九五年）、美川圭『院政の研究』（臨川書店、一九九六年）等によった。
- (6) 前掲本郷書。
- (7) 市沢哲「中世公家徳政の成立と展開」（『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出一九八五年）、稲葉伸道「新制の研究―徳政との関連を中心に―」（『日本中世の国制と社会』塙書房、二〇一三年、初出一九八七年）、前掲笠松論文、佐々木文昭『中世公武新制の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）、下村周太郎「日本の中世国家と社会的危機―鎌倉時代の疫病・飢饉と撫民を中心に

―」（『歴史の理論と教育』一六〇・一六一合併号、二〇一三年）、水戸部正男『公家新制の研究』（創文社、一九六一年）等。

(8) 前掲稲葉論文、奥田環「九条兼実と意見封事」（『川村学園女子大学研究紀要』一、一九九〇年）、佐々木文昭「関東新制補考―鎌倉幕府における「意見（状）」を通して―」（『北海道武蔵女子短期大学紀要』五二、二〇二〇年）。

(9) 五味文彦「王法と仏法―両様の接近―」（『季刊仏教別冊』二、一九八九年）。徳大寺実基政道奏状はしばしば明治の謄写本『伏見宮御記録』が典拠にされるが、図書寮文庫所蔵「政道篇目十五箇条」（鎌倉期写、函架番号・伏・七三一）がその原本（案文）である。

〔凡例〕

- 一、原則として常用漢字を用い、一部に限り異体字を用いた。
- 一、紙継ぎ箇所を「」で示し、本紙奥上に記された紙数番号を行頭に「」で、現装における紙数番号を（）で付した。
- 一、欠損等により文字が欠落している箇所は、□もしくは「」で示した。なお、一・二紙目の欠損は附の抄写より補った。
- 一、塗抹や見せ消ち、重ね書きのされた文字のうち、判読できるものは左に△を付し、判読できないものは■で示した。書き改められた文字がある場合は、右のその文字を記した。
- 一、二行分以上の空白がある場合は、その旨をその位置に注記した。
- 一、適宜読点を付し、「」で校訂注を、（）でその他傍注を付した。
- 一、典籍からの引用など特に説明を要する箇所は、傍らに*を付して補注にて説明を補った。なお、典拠の調査には専ら国立国会図書館デジタルコレクションを活用し、本文は『新訂増補国史大系』『新日本古典文学大系』

『新釈漢文大系』等に依った。

一、「一通」ことの冒頭に「一」で文書番号と文書名を示した。

〔翻刻〕

〔① 西園寺公相意見送伏案カ〕

(1) 撫民儉約事、弘長之〔制カ〕符内〔三年八月十三日〕□無所殘候歟、其外雖廻愚〔意、無カ〕□思得之□□

候、然而□天〔筆カ〕□候之間、雖非詮要一兩載□□□可然之様、可令計披□

□月□□□

（〇二行分空白カ）

〔② 西園寺公相意見伏案〕

撫民事、

一、可知民苦樂事、

右、去弘長三年新制内、国司可撫民〔之〕□法、条々被載之畢、而中古以来庄

(2) 〔飛〕□競立之後、国領不幾□□有治否之沙汰者、□□□□□歟、〔非無カ〕〔之カ〕

然者庄家不可煩民之由、同可〔被〕□仰下歟、且如格条者、依右大臣不比〔藤原等奏〕□

状、各分遣八使、考国宰之治〔否問カ〕□人民之愁苦、举善可弹非〔之由マ〕□被裁下了、

此事尤雖為惠化之至要、巡察之儀、未代定有其煩□必雖不如旧儀、量時

宜被遵行、尤可宜乎、但依事不容易、短慮雖一決、且為評定所迷出也、

一、仕民不可奪農時事、

右、仕民以時者、先賢之格言也、然者行幸御幸已下造宮穿池等、可経日

数者、可被除農月、但儀有先例事有緩怠、偏不奪農時者、若有闕如事歟、

(3) 於有限之急事〔者カ〕□非此限、且如令条々、役丁匠皆六月□七月從午至未雖令

休之、饗会有日之類、有限之要須事、非此限之故也、

一、可被以百姓苦樂常置觀心事、

右、治國撫民之法、觀風由俗、^{〔地〕}施張順時、就中世及澆季、於事多參差、上雖被降德惠之令、下無遵行之實歟、倩案之、百行以和為貴、万法以心為主、以中和為聖心、以天地為玉牀、以百姓之苦樂常置叡心者、強雖不勞宸襟於政化、人意暗通天地交感歟、

儉約事、

〔四〕一、除院宮之外諸家、爐・炭取・椽手洗・灯台・衣架等、可停蒔絵事、
一、同可停止絹障子事、

撫民儉約間事、^{*}至于儉約条者、度々之嚴制一々無漏脱、就中殊弘長三年被究測底、有其沙汰、任彼制符之旨、尤可有施行之實候歟、撫民事、愚意之所及縱雖注申、始終頗難通達候哉、然者兼不及被定其式、只觸境隨事可被行善政候歟、君能行善則民安、民能被善忽國理之故也、以此等趣可令洩披露^{〔給カ〕}、仍執達如件、
^{〔西園寺〕}公相
^{〔文永三年〕}三月十五日

〔五〕^{〔吉田経後〕}帥中納言殿

〔③〕洞院実雄意見状案〕

〔頭書〕
〔前左府実〕

撫民事、

一、可半減自今年三ヶ年諸國諸庄園麦秋所濟事、
右、^{*}國者以民為天、非天者何戴、^{*}國者以民為本、無本者何依、因茲以養民為德政、以撫民為善政、思人民之類、^{〔榎〕}為稚穡之象之故也、^{*}孔子曰、省力役、薄賦歛、則民富矣、^{*}日本書紀曰、仁德天皇御宇、百姓既貧、家無

炊者、除三年課役、寬平四年^{〔菅原道真〕}菅家勸奏濟窮民条々、濟窮民者、免調庸、省租稅、減徭役、加賑恤之義也、而今欲免調減租、則公用猶多、可致物煩、欲開倉加賑、則吏或不不良、未必如實、伏望、省天下今年之半徭、以休息百姓之例役云々、世質人富之時、濟民之謀猶不輟、^{〔貧カ〕}國衰吏^{〔貧カ〕}之今、撫民之實極難治歟、課諸國諸庄園、自今年三ヶ年、被半減麦秋之所濟者、^{〔之カ〕}若得黎民之豐瞻歟、偏是省貪吏害民^{〔之カ〕}煩、可為賢主攘災之術歟、但於一向夏^{〔ムキ〕}穰^{〔ムキ〕}為土貢之庄^{〔公〕}者、可有斟酌之沙汰乎、

一、可有小過事、

右、諸國之習、下民之愚、纔有小過之時、已称^{〔吹カ〕}□□之重、偏求^{〔吹カ〕}□□毛之咎、令行終身之罪、或没収日□□屋、或奪取妻子僕從、國之亡弊、職而斯由、永可被禁^{〔過カ〕}過矣、^{〔儉約事〕}一、都鄙上下輩可止過分造作事、

右、^{*}漢文惜十家之產、太宗辭一閣之居、況乎有澆季之時、^{〔欲カ〕}俗營過分之大厦、凡厥美饒、動及金銀、邦之衰幣^{〔弊〕}如此之類歟、但家受福貴之輩、為備公用、故成^{〔広〕}廣博之華構、不在制限□□恥^{〔被カ〕}被障□□調度之綺麗者、堅可禁之、
^{〔華〕}貴賤緇素可止車^{〔華〕}華美事、

右、八葉車華美、逐日倍增、太以無所拋、所々金物、只最要所省略可打之、又下簾不可用上絹、鞆不可用上糸、殊可被禁^{〔過カ〕}過矣、

〔七〕一、可停止沽酒事、

右、^{*}孝文皇帝詔曰、無^{〔ム〕}乃^{〔シロ〕}百姓之從^{〔シタカフニ〕}事^{〔ニ〕}於末^{〔ニ〕}以^{〔害カ〕}□□者^{〔シケク〕}蕃^{〔為カ〕}□□^{〔酒カ〕}醪^{〔酒カ〕}以^{〔酒カ〕}靡^{〔多シ〕}穀者^{〔フヒヤス〕}、因茲^{〔兩カ〕}孝皇帝^{〔元〕}三年禁酤酒、後漢孝和帝永光年中、禁沽^{〔酒カ〕}酒、^{〔十六年二月〕}為漢胡之嘉謨、為齋戒之重禁、而如風聞者、巨富之輩相競為業、其一人

之權費、千余之穀、況於數千人殆不可勝計、穀者百姓之本、万民^(之カ)命也、

豈可不惜乎、豈可不痛乎、但於^(造カ)酒者^(不カ)及止、於權酒者、一切可禁之歟、

以前条^(愚カ)「^(愚カ)慮如斯、

^(後嵯峨上皇)我君御俗以來廿余載、

聖化被朝野之泰平、觀心慕社稷之安全、然間頃年

神社仏寺多以回祿、天變地天頻以重疊、以何德政消之哉、^(決)徵臣竊悼此緯、

寤寐無聊、所詮諸人愁訴、弥任五道拋他事、可被^(擧)斷歟、○災之政、只可

在此事^(乎カ)寒暑之^(乎カ)調、星曜之災異、起人之憂苦之故也、兼又去々^(弘長三年カ)年雖被^(下)

「^(カ)之制符、敢不及一々之施行、朝威之^(輕カ)忽、盖如此事歟、諸公事興行之

⁽⁸⁾中、^(科カ)折年祭^(科カ)、任式文殊課諸国、嚴重全濟之、依恐祭礼之陵退、^(如カ)忘

人民之煩費、不知神明享乎不享哉、況不奉^(如カ)社、徒納置神祇官云々、旁似

無其益、凡諸国亡弊追年^(如カ)無、而於其勤者有增無減、新立庄園顛倒事、若

猶可沙汰乎、又公事用途平均、雖^(恒)「^(仍カ)頗猶不^(仍カ)」臨時催促連綿不絕、難息

民肩歟、^(今カ)案折中之議、被止此用途、每被召事宜之一村、仰武家進清廉之

実檢、定其乃貢、支彼用途者、^(恒)例臨時之公事、強不闕乏、成功任官之繁

多、定^(恒)若有余剩者、可被行臨時賑給哉、国出一村、休恒例臨時之役、更

為兆民有疲營僑苦之愁歟、撫民之源、又可在^(斯)勘乎、雖恐下^(愚)過謹以上聞如件、

^(三カ)月八日
^(洞院)藤原実雄上
^(文永三年)

〔4〕兵部卿四条隆親意見状案〕

⁽⁹⁾「兵部卿」

二箇条事、

一、撫民事、

右、撫民之道、先以不奪農時可為本、然者每當東作西収之期、定其月、

諸国遍被優免人夫伝馬役者、宜為以無益不妨有益之政歟、

一、儉約事、

右、當時可被行之儉約、可被准古所行之趣歟、假令古者、金器破者、以

銀修補之、銀器破者、以銅修補之、不急而止美就儉之策也、万物准之、

今所被行者、悉閣旧器始造新器之類也、雖有儉約之法、是若成新造之煩

歟、然者被用^(參)玉砌於土階之古法可宜者乎、

以前二ヶ条、愚意所及大概如此、凡人之驕奢、民之憂苦、無過於土木之興

⁽¹⁰⁾造、^(上)就中近年諸国之民疲、役夫工之臨時役、當時造神社仏寺之外、暫可被

停止諸人之營作、將又御服所・細工所・御厩以下之諸務、指其年代守本式

被行、被猶予向後之新儀者、万方慮之歟、上之所行下如順之故也、撫民儉

約之二道、若相兼者、蓋為政要、加之、依宣旨於所々多取闕米、為諸国諸

庄園煩之上、剩近年窮冬、於^(山城國)鳥羽^(費カ)辺割取商客運上之薪云々、全殆及諸方年

貢之由、有其聞、事实者、定多人貴歟、被尋究其根元、無殊証拠者、尤可

被停止歟、以此等之趣、宜令洩奏給、^(四條)隆親誠恐頓首謹言、

文永三年三月十三日 兵部卿隆親狀

〔5〕前大納言二条實季意見状案〕

⁽¹¹⁾「二条前大納言」

撫民事、

随国之習俗、有民之所慕歟、纔聞一隅、難察四方、就今度所被下諸国之院

宣、民間愁苦注進之時、退可有其沙汰乎、凡者為支一旦之要、不顧万民之

煩、吏間有其聞、緯若為実者、国之亡弊、民之歎息、職而由斯、特可被加

制誠者也、兼又臨楚忽之大營、浴一州之恩賜之輩、不待後參期、速終此大

功、雖似支公用、定令招民煩歟、且

*高倉院御宇以往、初任受領獻五節舞姬事、猶以有其沙汰、何況於過分之勤哉、可被先撫民之術者、頗似可有斟酌、抑諸国者、依有交替之期、如臨時率徵、不被下副 宣旨之外、国司催促土民、輒不致其弁歟、於庄園者、^{〔三〕}領「主任雅意充課役於雜掌、令辭遁者、有改易之危、欲果勤者、無經營之力、因茲以件分徵下庄民、勤其役事、連綿不絕歟、於此条者、雖非 公家御成敗、民愁啻在此事云々、被救其歎之樣、有計沙汰之条、可為要樞歟、

儉約事、

*綾羅之文、染色之法、載而在式条、其外可被停止歟、但狩衣者、雖起布衣已及唐物、奴袴同雖^{〔脱有カ〕}可布袴、剩聽織物、是不近來新儀、已為上代之服用、

輒難被行、自余衣裳不可用綾類、就中於小袖者、其起在近、一向可用平絹、但婦女幼人等、可被聽立文・練緯・志々良等歟、就染色被停其文之条如何、^{〔三〕}宮女目染裳、馬長目結帷、先規已存、此外有文布絹之類、其起不詳、若

近來出來者歟、格式之外有人煩事、被停止之条、可宜哉、初位所着淺縹服者、如今淺黃色、件服雖無文不被憚、今淺黃雖停其文、盍准彼袍、然而此条猶^猶可有其難者、准綾羅、于式可被定其文哉、摺衣者、神事小忌袍、大駕衛府服、御鷹飼・御馬乘之外、不聽之、至于今大節日、彈正・檢非違使已糺其犯、雖他時何可令着用之、宜被停止歟、凡衣裳過差、年始・更衣・破裂時等之外、強不可用新裁歟、而已下一同好用花麗、不可拘禁遏者、不可有制止乎、停否可在時儀、

御靈會馬長籠、雖衛府隨身、不可着染色狩衣、又可被停副舍人、騎馬日任意不召具居飼歟、執柄子息嫡孫、近衛大將嫡子等之外、可從停止、避職^{〔四〕}之「執柄、其子弟乞請當執柄廐而具之、至于建久之比如此、而自建久・元久漸以錯乱歟、今就折中之儀、如此被定行之条如何、剩去大將之人近例間、

而他人事無先規者、專可被停止哉、

中納言已下、不可召具退紅仕丁歟、但於執柄嫡子者、非此限、抑紅紫、依制重下賤不可着之處、近代退紅色如韓紅、可守式文之由、可被 宣下乎、非參議四位已下、騎馬日不可召具副舍人、就中近年地下前駟間、有相具之輩、可謂過分歟、但勤仕一日使節之時、非制限、

諸家雜色人及廐舍人・牛童・車制等之類、^{〔副〕}可被停着楚之合袴、南北祭使引馬籠・近衛舍人、猶以如此、尤可被准行哉、

^{〔十五〕}同廐舍人・牛飼・車制、^{〔副〕}冬時停止衮、可着襖、但於舍人長者、可被聽之乎、

馬寮長官已下、以寮下部為隨身間、雖有例、頗似無謂、可從停止歟、元三御葉陪膳典侍祿物・送物等、隨宜可有減少、賀茂祭出車、任通例、兩別女房二人可乘用、於童女者、令略之条、有何事哉、

官女・童女袖領數、不可過五節舞姬童女装束、僧侶乘車之時、差牛綱懸下簾事、除法親王之外可停止、

檀紙・厚昏等之過差、可有制禁歟、高檀紙、其寸法追年高広、不能納表諫函云々、可被定寸法歟、讚岐檀昏、好事之家相競用之間、太有其煩云々、^{〔十六〕}粗旧旧例、非彼国貢、以新儀成人煩事、專可有停止、厚紙、自建曆・建保之比漸雖流布、每人用之事、二三十年來歟、已為近年之過差、何無儉約之嚴制、上古之用紙者、近年之中紙歟、御教書并請文等、可用件昏、但於諸

司解文者、任式文不可用薄晷紙、^{〔黎カ〕}諸家翠簾、至于永万・仁安之比、執柄家猶以於芸方者用伊与簾、而好過差之輩、不顧其費、悉懸翠簾之条、不可然事歟、

臣下家勝負事引出物之類、為一時之悅、費十家之產、尤可被停廢歟、且公宴射儀負態之時、於射分物者、待勅許獻之、臣下爭不顧其費哉、

七月十四日高大柱松、強非作善、偏為勝他也、一丈以上可有制止、

〔三〕以前兩條、就被 仰下、不顧短慮、粗載題詞、凡者儉約事、去弘長三年〔八月十三日〕

〔17〕苻、殊有沙汰、敢無漏脫、慥被遵行者可足乎、抑織物之類、雖似守彼制、

好美之輩、依構出玆綾、其功超過織物云々、如此之族、不被誠其志者、縱

雖有万端之制、輒難歸無疆之德歟、以此趣可令洩 奏聞給、資季謹言、

〔文永三年〕 正月廿六日 資季狀

〔〇三行分空白〕

〔6〕附權大納言花山院師繼意見狀追而書案

〔端書〕 〔皇后宮大夫〕 〔花山院師繼〕

追言上、

每當公事可存儉節歟、恒例之神事仏事、臨時之 行幸御幸、万端之儀、

一度難定歟、凡官藏人方、院中 宮中奉行之輩、切磋之上、伝 奏之

〔18〕〔大〕 仁可被相加歟、專勘旧例、宜廻新案、且五節減妓員、可為二人之由、延〔千

喜年中式部大輔清行朝臣 奏之、如此之至要、広可搜求歟、賀茂祭・蓮〔山

〔城國〕 花王院供養在近、忝有沙汰、可謂国要乎、重恐惶謹言、

〔6〕權大納言花山院師繼意見狀案

撫民儉約間条々、

一、可隨時宜刪改式事、

觀風而馭俗、隨時而制宜者、聖賢之所好、倭漢之通規也、故漢胡三代其

法不同、我朝三代其式亦異、爰延喜以來三百余歲、天數周環、民業多改、

偏以淳素之旧式、難行凋弊之今儀、欲守式文者、費民力、欲省民力者、背式文、神事仏事因之違例、諸司諸国為之含憂、加之、式条之中、〔近代

之間、如美之物頗少、不法之物惟多、纔為成公事、徒求色代、縱雖仰冥

助、豈垂玄応鬼神之道、苟憑明信仏天之誓、不嫌薄物、先王之法積益隨

宜、後代之政治革何恐、商量古今、欲改式条、若叶民心者、亦叶冥慮歟、

一、可仰僧綱省法会等過差事、

〔二〕二会三会講師并灌頂阿闍梨・綱所饗祿等過差、建久・寛喜雖有制苻、猶

以莫太、可有省略、因茲式日多延引、窮冬纔遂之、就中円宗寺二会、如

〔四年十月九〕 延久起請者、春行最勝会、秋行法華会、而五穀豐稔之 勅願、春過夏闌、

〔三〕一華講論之膺会、歲暮月迫、情尋其由緒、在饗祿之〔宮、殊有節儉之沙

汰者、定叶本願之叡慮歟、兼又春社二季八講、同若宮祭田楽、日吉社彼

〔岸〕 同社長、園城寺田楽、仁和寺仏名、如此之類、可禁奢侈歟、一鉢

之資、何備綺饌、三衣之外、豈貯綾羅、内乖仏戒、外忌 皇憲、宜仰執

務仁并僧綱等、停過差從儉節矣、

一、可定活価法事、

〔四〕物各有上中下之三品、直亦有上中下之三等、式文所載、何有違越、而今

交関之士、旗亭之女、隨時之所翫騰躍只任意、因茲富者弥富、利上又加

利、貧者弥貧、憂上又溢憂、就中禁奢侈存儉約、又有事煩、所以者何、

停日来之上品、用中品者、中価忽同于上価、停日来之中品、用下品者、

〔五〕下価又〔同于中価、万事騰貴亦後如斯、時価不定者、節儉難行歟、雖為

最要之事、難得施行之実、粗聞建長之沙汰、一旦雖制市塵之輩、有司不

仰土産之國、是故禁綱不張、物直還増、譬猶源不深而望流之遠、根不固

而求木之長歟、今度可有沙汰者、兼仰布司京職・諸国宰吏守護・諸庄領

家地頭等、猶可被定行歟、

一、可施行新錢事、

錢之為用、行來尚矣、遷有無而得宜、通公私而均利、故姬周有九府、劉漢有三官、我朝大宝已後、天曆以往、歷代之風粲然可觀、而今鑄錢之職廢而稍久、是以渡異域之財貨、為我國之宝珍施行、失道理致未弁、是故商沽未作之家、皆為潤屋王臣高貴之門、還似環堵、早停渡海之新義、更守当司之本式、不宝遠物者、書之格言也、朝无廢官者、史之美談也、新錢施行者、旧幣盍救哉、先割上分奉神社仏寺、次上自院宮下至主典、率由先規次第分賜、又恒例臨時之公用、鰥寡孤獨之賑恤、隨事而充之、觸境而給之、然則壳官之政、永削其名、守職之勤、弥成其曾、民支飢寒、

國致安全、採銅之地、料稻之國、貢進乏少者、冶鍊難錢歟、天平勝宝年中、金銀銅三錢並行、加之、宋朝之風、銅錢紙錢並用、因准和与漢之例、而錢定支公私之諸方歟、易不云乎、通其變、使民不倦、宜勤變通以便交貨、似新儀兮非新儀、和漢盍准慕古風、得古風華夷兼濟、

一、可撰人任国宰事、

国守之為棘、觀風俗、問百年、録因徒、理冤○、察政刑之得失、知百姓之患苦、敦諭五教、勸務農功、部内有好學篤道、孝悌忠信、清白、異行者、举而進之、有不孝悌悖礼、乱常不率法令者、糺而繩之、其郡境内、田疇闢、産業脩、礼教設、禁令行者、為郡領之能、其郡境内、人窮匱、農事荒、奸盜起、獄訟繁者、為郡領之不焉、憲章所載、尤足遵行、而今淳源已遠、為国不撰人、薄俗逾滋、依人遇撰国、古今全已異事、治否宜推察、彼国家之敗、由官邪也、官之失德、寵賂彰也、尤有沙汰、可任国掌、又古賢田、被許重任者、在非常之功勳云々、頃年以降、非功非勳、

一、可置諸国醫師事、

皆蒙重任之恩、或伝或替、偏為相承之職、廉潔未聞、苛酷幾許、凡脩良之吏、可被賞之、亡民之輩、不可賞之、得替之後、可問新司之由、天仁年中大宰權帥匡房卿議奏、尤為簡要歟、自今以後堅守任限、殊勸功課、被行撰人之政、可為治国之術、凡任使得人者、垂拱而猶可治、不得其人者、立制而有何益、爰勘濟之道有名無名、宰吏之政、古明今暗、縱雖非上世之風、只就當時之俗、住治国而可進官歟、以件文下後司、殊任実正可令勘合、又国司有非法者、仰守護而可注進、守護有非法者、仰国司令注進如何、勘与不勘、誠与不誠、争無差別哉、聊有功者、可預賞、若有過者、可隔恩歟、忌賞罰而行教化者、如縁木求魚、近代職田位田依無其実、院宮公卿多為受領濫举家僕、謬為国守其人称名国司、其仁難預賞罰、於院宮者、以年預之輩任之、於公卿者、以子孫之類補之、偏知其国之治否、可有彼人之昇沈歟、

一、可置諸国醫師事、
重生獸之思、貴賤惟同、受領病恐死之心、華夷何異、辺鄙之民、下愚之俗、不知医療、無得良藥、因茲或受不可受之病、或殞不可殞之命、誠雖有定業之難遁、何亦無非業之易療、為民之父母、争不矜憐乎、是故聖代明時、每国置醫師、教授療養、当道撰其人、古先之遺風、今廢而不扇医生、縱雖閣鑽仰、醫師先可施療養、撰名家之中、以未仕之輩、任諸国醫師、充職田之類、諺田、俗無良医、枉死者半、拙医病、不若不療云々、相尋効驗之多少、可有登用之遲速、然則道謝秦医之誉、民載蘓生之恩、兼又施藥悲田院興行事、代々間殊經沙汰、去々年又有儀奏、仍不及再露、偏待仁風、
一、可以孝和民事、

天地之性、人為貴、人之行、莫大於孝、昔明王事孝、故事天明、事每孝、故事地察、愛敬盡於事親、而德教加於百姓、刑於四海、先王有至德要道、以訓天下、民用和睦、上下無怨云々、古典所載誠哉、此言抑荷前事、如式条者、諸司整幣物、

天子致拜礼、奉獻之儀、太以嚴密、而諸国不濟、有司皆懈、幣物不法、言而有余、縱雖非式数、可被加懇念、何況發遣使事、先日雖載制符、去年猶有陵怠歟、自今以後以件幣物嚮其所、習日寮官可奏使見參之由、可被仰下歟、又陵厝年旧、荒廢日新、兆域多變農夫之鋤、樹木半權樵客（源通子）之斧、山陵成崇者、国土不安乎、寮家不治、可有炳誠、就中

贈皇后陵尊崇、猶疎寬元以降二十余廻、春草暮兮秋風驚、秋風罷兮春草生、當時無崇重者、向後有何憑哉、上以孝治天下者、婦徒仰君上歟、抑

近代有祭鬻體称仏法之輩、愚民傾家産、癡安祈閨怨、因茲或破嚴父之家、或穿他人之墓、狂僧之所行、孝子之所傷也、像教之陵夷、理其可然哉、不加禁遏者、殆及陵厝歟、昔赤眉掘漢陵、豈非一朝之恥矣、今緇徒窺古墳、其祭三宝之冥何、

右、以前雜事言上如件、自上世至近代、賢相才卿詞於縹囊、先格後苻卷盈（溢脱カ）、緇帙、就中当代之智臣、云建長（五年七月十二日）云弘長、或撫民或儉約、条々治躰、面々尽（三年八月十三日）心、巨細之雜事、大較無所殘、且又不顧狂簡、議奏先了、加之、不臨深溪、

不知地之厚、不「赴吏途、争知国之要、臣家久不仕其職、可被尋旧吏歟、又有守護、有地頭、何清簾、何濁乱、被仰関東、可有折中歟、漢帝問錢米

陳平、称主者、蓋此謂也、抑雖施德風、難覃上古之由、遠近歌之、上下心之歟、粗拳一端、聊决衆疑、孟軻問子思曰、堯舜文武之道、可力而致乎、子思曰、彼人也、我人也、称其言、履其行、夜思之、昼行之、滋滋焉、

汲々焉、如農之趨時、商之趨利、惡有不致者乎、子思之正言者、未代之嘉摸也、

吾君雖開諫諍之道、君辛（華カ）臣猶貽忠直之詞歟、乞凝（花山院）勸情遠察民望、宜以此趣令洩、奏給、師繼誠惶誠恐、首謹言、

四月一日 權大納言藤原師繼請文

（〇二行分空白）

⑦ 民部卿勘解由小路經光意見状案

（頭書）
民部卿經光

謹請、

可被行德政兩条、

可被優国撫民事、

右、左伝曰、夙興夜寐、朝夕臨政、此以知其恤、說苑曰、堯存心於天下、加志於窮民、貞觀政要曰、每一食、念稼穡之艱難、每一衣、思紡績之辛苦云々、先斥吏之改良、須致国之興復歟、而今云諸国之宰吏、云諸庄

之領家、或有守護、或有地頭、賦役之責苦、使之勤來、自諸方在於一身、黎元無安、煩費多少、於此条者、末代雖難治、觸境隨事、為先寬宥之条、可叶時務之要歟、随州景之土風、有沙汰之淺深歟、吏務之法、旨趣区分、窮民之煩費、可相宥之趣、可計行之条、仰宰吏可令注進、就其状、臚重

可有斟酌歟、且召出其国之抄帳、相計濟物之輕重、正稅濟否、公田員数、随注申暫被優許、聊休民肩歟、亦被仰合武家、可被定其趣歟、抑近曾

禁省陣中警衛吉上、於來往之雜人者、可加制止之、隱居便宜、過畢陣中之裡、更走出、或剝衣裳之類、或奪荷担之物、事实者、鬪乱之基也、奇謀之企也、只加制止、可禁往来之由、可被仰下歟、雖似小事、下民之

煩、職而由斯之故也、

一、可被好儉素事、

右、堯王天下之時、金銀珠玉弗服、^{〔飾〕}錦繡文綺弗服、奇怪異物弗視、玩好之器弗宝、^{〔遜〕}僖侯之樂弗聽、^{〔垣〕}宮恒「室屋弗崇、茅茨^{〔備庭〕}不剪、夏禹者非其衣、

魏武者却其床、唐太宗捐一殿之材、漢文帝惜十家之產、前事不忘、後事之師也、我君忝好節儉、誰人不禁奢侈、且建長^{〔五年七月十二日〕}・弘長^{〔三年八月十三日〕}之嚴制者、永代永格之綸綍也、更雖無違犯之間、弥可有遵行之実歟、上下服飾之過差、緇素從類之員數、代々符旨一々炳焉、其上近年又度々宣下、更無所殘歟、

大綱已在此中、小量不出、其外殊採簡要功、被施行者、自然可為省煩之基歟、於臨時巨細之急務者、兼非思慮之所及、臨其事、可有議歟、不破財、不奪力者、可叶天心歟、爰近日諸人乘車之時、召具數輩牛童、頻令

着過差衣裳、更非職掌管過一兩、就中凡卑之輩好用糸鞆、太無其要、以不事闕之美、不可費財產歟、

以前兩條、謹奉院宣、粗述管窺、崇敬神祇、帰依仏法、興行公事、優恤文學、行仁政、緩刑法、叙除除目、諸人訴訟、可被行道理之趣、短慮所覃、

^{〔三二〕}甄録先畢、^{〔三三〕}公事要途被定充諸国、弁官職事臨其事、雖觸催宰吏、徒費紙筆、空疲催役、猶可有沙汰歟、任官成^{〔功〕}官追日減少、緯雖難治、重同可被廻忠慮

乎、凡才去之者不弃賤、忠勤之者不虛營、恤貧困、憐孤独者、豈不為攘災之法乎、臨時之賑給者、聖代之佳猷也、所被行、若有実者、明王之法、

窮民之役歟、齊景公之德政、宋景公之善言、天之与善、古今何^{〔殊〕}乎、宜以此趣令洩奏給、^{〔勸解申小路〕}經光誠惶誠恐頓首々々謹言、

文永三年正月廿三日 民部卿藤原經光上狀

〔⑧ 大宰權帥吉田経俊意見状案〕

〔頭書〕
〔帥中納言経俊〕

撫民儉約事、

撫民条、

一、可停宰吏非法救民愁苦事、

*君以民為躰、民以君為心、然者於治国之政、在惠民之仁歟、故堯舜之民、非生而治、桀紂之民、非生而乱、凡民間之愁苦者、在宰吏之非法、宰吏不行非拋者、民烟又可歎悞、^{〔七月二十八日〕}任久安元年宣旨、自今以後、若有不治之聞者、且停止吏務、且召目代、可被加炳「誠之由、可被仰下歟、唐太宗

〔三三〕

者、恒思百姓事、或至夜半不寐、唯思都督刺史堪養百姓以否、故屏風上録其姓名、坐臥恒看、在官如有善事、亦具列名下云々、思撫百姓之聖化、不如太宗之叡情、良吏者養民、^{〔吏者失〕}酷○失民、然者任貞觀之故事、注刺史之治否、举善事、録不法、随吏務之善惡、有皇憲之賞罰者、誰人不恐後勸、何更不慎非法乎、

一、可分富家資賑貧戶民事、

一、可分富家資賑貧戶民事、

或有令領數丁田地之輩、或有不耕一頃田畠之民、富者弥富、貧者弥貧、食少調有余相給、以均諸侯者、夏后之政、齊民之望也、分富賑貧者、又

義倉之法也、平均充行之条、可宜歟、不勤抑近来卑賤之輩、造營庫倉、充滿京都、徒有九年之蓄、不勤一事之役、諸国窮困之民、猶徵身役九重、富有之仁、何遁公事哉、課浮雲之富、充臨時之役者、諸国聊可休民肩、

何又乖義倉之儀哉、

一、可令耕食荒田事、

*食者民之天、農者国之本也、如格条者、常荒田百姓耕作、六年之後徵租

〔四〕

云々、而土民適雖致田業之滿作、国宰偏貪地利之所濟、因茲民忘東耕之勤、国減西収之貢、然者於新開者、任格条、六年以後徵正稅者、窮民還流千倉之詠、良吏再唱五袴之哥矣、

一、可為民緩刑罰事、

恩

*刑法者邦国之雷霆、沢者帝王之雨露也、故唐堯者、其刑画象、而民不犯云々、而貧乏之民、不堪窮困、為犯之輩、常以無絶、或地頭、或宰吏、称檢断寄事於左〔右〕責煩黎民、不依所犯之輕重、不隨所罪之有無、或号過料、擲取妻子、或巧非拋、抑留田畠、民之歎何事如之、良吏致廉直之沙汰者、眼代何有非法之張行哉、以後輕犯莫處重科、

一、可停神人・諸權門公人等自由募省平民役事、

諸社神人・所々寄人・諸權門公人等、請作公田、雖濟正稅於国衙、不勤雜事於国司、厓弱平民、云課役、云人夫、不堪其責、偏以勤仕、如課無責有、仍或佗僚、或逃脫、縱雖為靈社之神民、縱雖為權門之公人、請作公田者、可勤民役歟、譬同龍鱗之為魚鱗、如鵬翼之有禽翼者歟、何以他所之領、可勤本所之役哉、難勤其役者、可止出作之由、可被仰下歟、然者非畜窮民之休息、可為亡国之興復者歟、

〔五〕 一、可被停止洛中洛外人庶煩費事、

内藏寮・御厨子所供御人、御厩・御服所寄人、往々成其煩、家々致其費、或於市壘、恣奪取商佃之私物、或廻〔街力〕衢、猥充催釋販之公事、支命之依怙失之、隱膚之衣裳不全、又院中釜殿・執柄家居飼等、号山口抑留權客之薪、於路頭掠取芸夫之葛、如此之類多有其聞、委有尋沙汰、可被罪儀歟、政者自近及遠、先自洛陽之人家、可及郡之民烟矣、

諸庄内依堺相論、被遣実檢使之時、於京都称出立、責煩雜掌、於庄家号

供給、精好公民、広博之地者、雖被其勤、狭少之庄者、不堪此役、就沙汰之多少、有実檢之偏頗云々、自今以後被定供給雜事之〔法〕、可止官使・院使之苛酷、

*澗川津料者、寛喜高野大塔、正嘉伝法院、任申請被宣下、有沙汰被止了、今依金峯山造宮、或云神領寺領、或云公物私物、諸冷浪適着岸之一

葉、經難路既入川之八木、号宣旨取津料、神不稟非礼、人頻被愁歎、勘合所取之用途与所用之功裡、強無不足者、漸可被止歟、

儉約条、

一、殿上四位以下樹、不可過一領事、

〔六〕 一、檢非違使着一斤染之時、重着白衣、不可為制限、

一、五節出仕雲客、不可重着二小袖数具事、

或緩、或練貫、数反着用之、似無其詮、不可過一反、壯年之人外、可為平絹歟、

一、雜色人数事、

*賀茂祭使已下人数、被載弘長制符了、但賜当色日外、尋常晴之時、如木雜色、上達部三人、雲客已下二人、不可有不足歟、

一、雲客小舍人童事、

雜色、着当色日之外、於尋常晴者可為一人歟、

一、狩衣裏引糲事、

止厚引可為薄引之由、宣下先了、而晴時不分別厚薄、其躰混乱、皆以如銀薄、一向被停止引糲者、無犯制符之疑、為徒儉約義歟、

一、可被停止大刀長伏輪事、

於秋霜之長伏輪者、非晴日之職掌釵歟、似其要、可被停止、

一、車内金物、除要須所外、可停止事、

一、僧侶輿外金物、除僧正・法務外、同可停止事、

* 已上、雖載建曆（二年三月二十二日）・寬喜之制、不載建長・弘長之符、早任二代之嚴制、可（五年七月十二日）止（三年十一月三日）兩條之兼差、

止兩條之兼差、

一、地下諸大夫以下八葉車、竊打立縁、可停止事、

近來地下凡車之輩、洛中往反之時、八葉之車乘、猥打立縁、數輩之牛〔別〕童恣好過差、所懸者元美絹之下簾、所具者美服之中間、其身雖為蓬衡、其〔別〕躰猶似美族、早隨其仁可止立縁、然者凡類定品貴種無混歟、

一、檢非違使後朝畏申下部饗応、可止過差事、

云後朝、云畏申、饗応之儀、莫太之營云々、依之雖為重代、貧者不任之、

雖非重代、富者又任之、為政道似難治、尤以折中之法、可定向後之成歟、

一、二会三会已講并灌頂阿闍梨・〔別〕所饗祿事、

雖載度々之嚴制、猶為兩々之經營、因茲日目大会憲以延引、為公事有煩、

為法会何益、委有沙汰可被省略、

右、明王之儉約、窮民之恩患、載度々之新制、詳代々之旧符、就中弘長三

年 宣下、無所殘歟、都鄙有一揆之施行者、国土帰太平之德化、仍言上如

件、〔吉田〕經俊誠恐頓首謹言、

文永三年二月十日 大宰權帥藤原経俊上

〔四行分空白〕

〔別〕

〔9〕從二位法性寺顯雅意見状案

〔編書〕
〔前藤宰相〕

可被施撫民化事、

右、去年十二月廿三日被下諸国 院宣、見其大較、二任一度可遂国檢〔檢〕

凡民煩、田數正稅可注進者、伏事情、若可恤窮国之民者、先可興亡弊之

国歟、德之所広及者、益之所相加也、遙訪異朝之風、桀民逢殷德、紂民

逢周德、閑憶倭国之俗、神明罰契、皇統繼嗣、人民雖同和漢相異、苛酷

国司、苛酷地頭、共責其煩、誠以何為、但上古朝廷斥良吏、牧宰存廉恥、

猶遣八使、慰問万民、今時巡察朝使不下向、郡司在庁令注進、若是不詳

歟、所以者何、去弘長三年、可注申新立庄園之由、被下 綸旨之処、佐

渡国終以不注進之、当国不立指庄園、令減多公田、是則守護地頭引籠門

田屋敷、未聞顛倒之詞、猶恐威勢之故也、田數正稅者、定隨下知歟、被

尋非法濫訴、弥難注進言上歟、兼又於二任国儉者、宰吏秩滿、限年遷替、

有期者、實可為撫民、數箇任中、必計二任常遂其節、国弥以衰、民倍〔倍〕

弊、貪吏之遂国儉、偏忘公平、多失公田云々、猶可及予議哉、就之思之、

拈定廉潔朝使并国使等、相副関東御使、先遂正稅、不堅文書、注進子細、

被触申関東、縱為神社仏寺之寄附、縱為權門勢家之伝領、其勤鄭重、其

寄殷勤者、不妨之、不論新古、不依貴賤、非指簡要者、顛倒之、於守護

地頭以下募者、隨関東之被定申、都鄙往復之間、三使暨帰洛令待重裁定、

田畠山野河海以下、委尋搜土風、結治定之帳、一通納置官底、一通留置

国衙、新立之政、写之行、之、国檢不易易者、田租不失墜歟、天下中興、

兆民頼矣、凡撫民之化、不可必限国衙之郷保、自有不補地頭之庄園、此

地之苛酷、無人于憚、無所于懇、情察愁苦之民心、太乖惻隱之 叡襟、

遍有沙汰、宜被停止之、朝端被施有載之德化、関東弥致無偏之遵行、抑

亦率土 皇民、何用何捨、去弘長三年被下格制、寄附異他由儲相伝之所、

無故押領、先触本家、無指子細者、尋究道理、可返付庄務云々、今如載

格条者、遮可有決斷歟、其後訟獄競起、多年深顧微分、不述中懷、斯時

忽捧証文、頻經上奏、似有沙汰、多滯載報、東西馳走之苦、上下文書之煩、倍於令未出之前歟、新於加恩賜者、可賞於累德有功、偏至枚愁訴者、被付于得理帶証、可協天覆地載之德歟、先尋遠民、統加覆審之間、居諸推移、人心自懈、自迎及遠、先易後難、可為攘災招福之計哉、

〔四一〕 可被行儉約事、

〔四一〕 右、如弘長制符者、緇素貴賤、麗服美衣、從類員數、祭使行粧、祿法、五節○棚、灌仏布施、皆禁奢侈、悉止過差、大略無所^漏歟、但五節儉約、逐年已有施行、常時所用每物、可為庶品歟、可無人費、無人費者、可為^逐國用、盖有細流成海、飛鹿成山之喻者也、古人曰、立制設隨、自上破之、令下效之云々、又曰、禁止事繁、有司不違、申 勅公卿大夫百官諸牧、各慎僭濫、令庶民知節制云々、近仕拜趨之人、內慎之者、先疏遠隱匿之類、外慣之歟、先以慎內外、宜令華夷、此外上古所制、在土木宮、堂宇塔婆之崇、仏像莊嚴之奇、猶令禁之、尤可慎歟、就中如記錄者、造太神宮之間、新造舍屋制之、深守恭敬之志、可垂古今之法歟、

〔四二〕 以前兩事、大概如斯、宜以此趣令「洩奏給、頭雅誠恐頓首謹言、

〔四三〕 文永三年正月十三日 從二位藤原頭雅上

〔四四〕 (○二行分空白)

〔四四〕 左大史小槻有家意見状案

〔四五〕 兩条、

一、可被施撫民術事、
右、民惟邦本、本固國寧、民之所資、農業是切、載而在延曆符矣、省徭役、

薄賦斂、撫民之道也、施惠化於民間、断非法於境內、可協此議歟、如格案者、或復百姓徭、或貧乏之民、被免調庸、或老丁之徭、永從寬免、八十已上及鰥寡孤独不能自存者、節級賜物、或遣詔使問民苦并訴、令義倉之物給養之、皆是被優窮民之謂歟、就中飢民賑給、飢病百姓用稻每国有差、而近代謬、雖課過分之役、頗不及収養之儀歟、且先符云、近年之間、諸国之吏加率徵非分之責、致臨時課役之費云々、加之、勢力之家駭使百姓、貧窮百姓无^假自存、^{其假}假其勢苦百姓者、宜嚴禁斷之旨、見宝龜三年官符、又諸国司等厥政多僻、不愧撫道之乖方、百姓凋弊、職而斯由云々、農者天下之本也、

〔四五〕 更者民之父母也、扱差国司恪勤尤異者一人、并郡司及民中良謹有誠者郡別一人、專当其事、先以肅敬禱祀境內有驗神祇、次以存心課勸部下百姓產業、

同詳恪条歟、所詮守天長之官符、任弘長之^格綸旨、偏被扱良吏者、爭不施撫民哉、又天長元年八月官符備、諸国荒田令民耕食者、不堪佃之外、別有常荒田、百姓耕作、国司徵租、民畏此迫、常憚耕食云々、一畝不耕、一戸受飢、若有不耕之地者、定多受飢之人歟、委尋探、令耕食者、以食為天之民、盍唱万箱之詠哉、又承和七年二月官符備、王臣并富家百姓稻穀、且実録、且班給者、如彼状者、実録富家之財、借貸困窮之徒、量宜制權、隨時施化、皇王令範、古今嘉猷云々、抑令施藥悲田院等療養病者孤子、先例也、本儀也、令左右看督近衛等每旬巡檢彼院并東西悲田病者孤子多少有無安否、有見路边者、隨便可令取送之由、寬平八年被下官符之上、保元・治承^{二年正月十七日}綸旨稠疊者歟、若令復旧規者、專可為最要哉、

〔四六〕 一、可被定儉約事、

右、建長度預 叡問之時、所存之趣注進粗畢、就中云代々之嚴制、云度々之議奏、大略無殘歟、瀉彼簡要、宜俾布告歟、若令違犯輩被処科責者、誰

^{〔四五〕}不知嚴霜之可肅、還忘薄氷之將危哉、第宅・衣服・軒騎・僮僕之類、有

近代過差事者、且守先蹤、且隨高卑、可有差別哉、兼又諸司諸家所々饗宴過差郡飲違制、^{〔組〕}岨案之間、不可失儉約、盃盤之内、不可作盈余、格条之所載也、^{〔群〕}燒尾荒鎮之禁斷、宜守貞觀八年正月廿三日符旨歟、

以前兩条 綸旨、依難遁管見之所覃言上如件、凡儉約者、治国之政、安民之謀也、止俗之奢侈、救民之窮困者、令民心深息肩之悦、^{〔聖〕}国政少用稅之費歟、上以仁恩導之者、下承 聖德慎之者歟而已、有家恐惶頓首謹解、

文永三年正月廿五日 左大史小槻有家

（〇三行分空白）

〔⑪ 右大史小槻秀氏意見狀案〕

〔頭書〕
〔秀氏〕

兩条、

一、儉約事、

地白直垂・帷・小袖等事、

僧俗童部直垂繡以下過差事、

上下諸人紫小袖着用事、

院宮王臣家匱盥・灯台止蒔絵可用黒漆事、

右、^{〔三〕}件条々、^{〔三〕}或載寬喜符、^{〔三〕}或在建長制、^{〔三〕}年月指移、^{〔三〕}施行漸疎、^{〔三〕}重可被禁遏

^{〔四五〕}歟、兼又弘長年中、殊有「沙汰被下嚴制、其内儉約頗無所殘歟、歷年不幾、

宣下在近、固守彼符可被遵行歟、

一、撫民事、

諸国臨時役事、

右、課役国可令支配庄土之由、申請之時、不尋先例被 宣下歟、近年已為

流例、猶依国隨事可有裁許歟、可被息民肩者、任弘長符一同被停止可宜歟、^{〔聖〕}仰左右衛門府・使庁等可被停止雇夫事、

右、官行事所・藏人所等所召仕之人夫者、是京戸之僇丁也、左右京多耕作

田畠、在家荒蕪、仍臨公事之期、仰彼府并使庁被雇召之間、猥所擲仕往還

之人民也、情思此事、尤為民歎、如式条者、京中不聽營水田、但大路辺及

卑湿之地、聽殖葱芹之類、不得広溝迫路者、中古以来、追失民戸不勸夫役、

耕作田畠塞要路之輩、任律条可有罪科、然而庸愚之者、不知此意、若称非

法歟、慙廻優恕、仰京職可召巷所之人夫歟、但職家寄事於左右、成人煩者、

又以不便、可致廉直沙汰之由、殊可被仰下歟、

獄囚米無実事、

右、任先符之旨、殊可被興行歟、

勾引人并壳買人事、

〔聖〕
〔聖〕
右、窮民之歎、罪業之源、只在斯事、任代々制符、殊可有沙汰歟、

賑給事、

右、如天長格者、諸国置賑給飢民之料稻、從時賑給各有差別、^{〔聖〕}延喜・天曆

二代、殊又有嚴密之沙汰、或給不動穀、或給正稅稻、如天曆年中者、故差

遣勅使、令行其事、又代々明主差使問民苦、君之重民旧例如斯矣、

以前兩条、依 院宣勘申如件、

文永三年三月十七日 右大史小槻宿禰秀氏

（〇三行分空白）

〔⑫ 大外記清原良季意見狀案〕

〔頭書〕
〔良季〕

兩条、

撫民事、

- 一、可被早裁決衆庶訴訟事、
- 一、可被興行施藥悲田等院事、
- 一、可被優窮民事、

儉約事、

〔四六〕一、可被停上下衣裳過差事、

〔四八〕一、可被禁下賤輩僭上事、

右、代々訪群賢〔評〕議、度々下制符遵行、且文治〔三年〕・弘長才卿以下多上意見、

云古云今、定無遺漏歟、短慮易迷、愚案難〔單〕、此上事不違注進、魏徵有言、

非知之難、行之難、非行之難、終之難、然者就人々議

奏、商量其叶、時議之条目、被下、綸言、号令出而不反、賞罰直而不變者、

人和神悅、福祚無疆歟、仍言上如件、

〔文永三年〕
三月廿四日 大外記清原良季

（〇三行分空白）

〔四九〕大炊頭兼大外記博士周防權守中原師頭意見状案

〔頭書〕
〔師頭〕

兩条、

一、撫民沙汰事、

* 民惟國本、々固國寧、爰撫民之法、可有沙汰之趣、雖愚案、輒難得下民之

〔四五〕愁者、只在所務之非法歟、加之、妨農時以使之、忽背先〔哲〕格言、上行此

誠、下不從者、有何詮哉、被專遵行之実者、万民令得歛心歟、政在養民之

故也、

一、儉約間事、

儉約者、明王之勝躅、德政之要枢也、仍可禁遏之条々、載而見代々制格、

就此賢才之言詞、鑒古量今、無遺漏之篇歟、其内猶撰無要之費、不可緩鳳
銜之旨、重可有嚴密之沙汰哉、凡驕奢招過之道、儉約者消憂之計也、短慮
之所及、粗以如斯、

織物二倍綾等、猶可被切磋歟事、

紅紫二色併用尋常服、重可有用捨歟事、

金銀珠玉飭・蒔絵・伏輪類、神物外殊可被停止歟事、

絹布等染物、或都停止、或以僞品可為先事、

侍狩衣裏、晴日外雖有其制、猶不拘之、可有沙汰事、

同薄衣、不論芸晴停綾衣、可用平絹歟事、

雜色・牛飼等類、停薄衣、可着帷歟事、

〔五〕以前条事、依仰注申之、凡儉約事、被下度々嚴制畢、巨細披先符、彼是仰

〔五〇〕合武家、犯永格之輩、殊可被加炳誡者、仍言上如件、

文永三年正月廿六日 大炊頭兼大外記博士周防權守中原朝臣師頭上

〔五二〕（〇十五行分空白）

〔補注〕

〔一〕西園寺公相意見送状案カ

弘長之□符 弘長三年（一二六三）八月十三日公家新制（以下、弘長新制）。全四

一ヶ条に過差停止や「土民」の「優恤」の条項を含む。

〔二〕西園寺公相意見状案

去弘長三年新制内、国司可撫民□法、条々被載之畢、弘長新制に、「可優〔恤〕同土

民不〔安堵〕事」可停〔止〕役夫工・造内裏以下、先例有〔限〕勅院事外、同臨時徴下

事」等があり、「太守」「国宰」「国吏」による撫民を定める。

如格条者、依右大臣不比□□状、各分遣八使、……被裁下了、天長元年（八二四）

八月二十日太政官符（『類聚三代格』卷第七・公卿意見事）「一、遣巡察使」事に「右大臣奏状」を引用して「古者分遣八使、巡行風俗、考牧宰之治否、問人民之疾苦、所以宣風展義、善彈違也」とある。天長元年の右大臣は藤原冬嗣。

仕民以時者、先賢之格言也、「使民以時」は『論語』学而第一にある語で、十七

条憲法以下にもたびたび見える。また、『論語集解』に「作事使民、必以其時、不妨奪農務」とある。

如令条々、役丁匠皆六月七月……有限之要須事、非此限之故也、養老賦役令33昼作

夜止条に「凡役丁匠者、皆昼作夜止、其六月七月、從午至未、放聽休息、要須役者、不在此例」とある。

至于儉約条者、……就中殊弘長三年被究淵底、有其沙汰、弘長新制は「一、可停止緇素上下諸人服飾以下過差事」「一、可停止五節過差事」など過差停止条項が多いが、灯台等の蒔絵や絹障子の停止はなく、建暦二年（一二二二）三月二十二日家中新制（『玉藻』同日条）や寛喜三年（一二三二）十一月三日公家新制「一、可糾定上下諸人衣服員數并服飾過差事」にある。

③ 洞院実雄意見状案

国者以民为天、延喜十四年（九一四）四月二十八日三善清行意見十二箇条（『本朝文粹』卷第二・意見封事）「一、応消水旱求豊穰事」に「国以民为天、民以食为天、無民何拠、無食何資」とある。

国者以民为本、承和八年（八四一）閏九月二日太政官符（『類聚三代格』卷第八・農桑事）「応設乾稻器事」に「国以民为本、民以食为天」とある。また、『論語』学而第一「節養而愛人」について『論語集解』に「国以民为本、故愛之養之也」とある。

孔子曰、省力役、薄賦歛、則民富矣、『孔子家語』卷第三・賢君第十三に「孔子曰、省力役、薄賦歛、則民富矣」とあり、保延元年（一一三五）七月二十七日藤原

敦光変異疾疫飢饉盜賊等勸文（『本朝統文粹』卷第二）にも引用される。

日本書紀曰、仁德天皇御宇、百姓既貧、家無炊者、除三年課役、『日本書紀』卷十

一・仁德天皇四年に「春二月己未朔甲子、詔群臣曰、朕登高台以遠望之、烟氣不起於域中、以為百姓既貧、而家無炊者、朕聞、古聖王之世、人人誦詠德之音、家家有康哉之歌、今朕臨億兆、於茲三年、頌音不聆、炊烟轉疎、即知五穀不登、百姓窮乏也、（中略）三月己丑朔己酉、詔曰、自今以後、至三載、悉除課役、以息百姓之苦」とある。

寛平四年菅家勸奏洛窮民条々、……以休息百姓之例役云々、未勸。寛平三年（八九一）十一月十九日太政官符（『政事要略』卷五十九雜徭事）に徭役半免のこと、同四年某月二十二日太政官符（同卷五十三雜田事）に諸国田租減免のことが見えるが、菅家勸奏については見えない。

漢文惜十家之産、太宗辭一閣之居、『貞観政要』卷第六・論儉約第十八に「公卿奏曰、依礼、季夏之月、可居台榭、今盛暑未退、秋霖方始、宮中卑湿、請宮一閣以居之、上曰、朕有氣病、豈宜下湿、若遂來請、靡費良多、昔漢文將起露台、而惜十家之産、朕德不逮于漢帝、而所費過之、豈謂為人父母之道也、竟不許」とある。漢の文帝が十家分の財産に相当する経費を節して露台の造営を中止した逸話にちなみ、唐の太宗が樓閣の造営を却けたとする故事。

孝文皇帝詔曰、無乃百姓之從事……因茲孝皇帝三年禁酤酒、『漢書』本紀・文帝

紀の後元年（前一六三）条に「夫度田非益寡、而計民未加益、以口量地、其於古猶有餘、而食之甚不足者、其咎安在、無乃百姓之從事於末、以害農者蕃、為酒醪以靡穀者多、六畜之食焉者衆」とある。

後漢孝和帝永光年中、禁沽酒、『後漢書』本紀・孝和帝紀の永元十六年（一〇四）二月条に「詔、兗・予・徐・冀四州、比年雨多傷稼、禁沽酒」とある。

祈年祭□□、任式文殊課諸国、嚴重全濟之、『延喜式』卷第三・臨時祭に諸国の祭料負担を定める。

④ 兵部卿四条隆親意見状案

参玉砌於土階之古法、『貞観政要』卷第一・君道第一に「若成功不毀、即仍其旧、

除_レ其不急、損_レ之又損、雜_レ茅茨於桂棟、參_レ玉砌於土階、悅_レ以使_レ人、不_レ竭_レ其力、常念_レ居_レ之者逸、作_レ之者勞、億兆悅_レ以子來、群生仰_レ而遂_レ性、德之次也」とある。桂の棟木や玉の石畳など旧来の豪華なものに、茅や茨で葺いた屋根や土の階段など質素なものを接いで用いるという、不急の奢侈を戒めるたとえ。

〔⑤〕前大納言二条資季意見状案

高倉院御宇以往、初任受領献_レ五節舞姫 五節舞姫を献_レじる受領は遷任の国司が相応しいとされたが、応保元年（一一六一）には「遷任国司等也、但無_レ便人_レ不_レ幾、仍初任人少々書_レ之」（『山槐記』同年九月三十日条）とあり、やがて知行国制の進展と幼年受領の増加によって初任の受領による献上が一般化したか。佐藤泰弘「五節舞姫の参入」（『甲南大学紀要文学編』一五九）、武藤美枝子「源氏物語」と『平家物語』の五節舞とその周辺」（学位論文・法政大学）参照。

綾羅之文、染色之法、載_レ而在式条、『延喜式』卷第十四・縫殿寮を指すか。

宮女目染裳、馬長目結帷、先規已存、『西宮記』卷第十七・臨時四（女装束）等に執翳・乳母代・女藏人の装束として「目染裳」とある。また、『山槐記』治承三年（一一七九）六月十四日条に、馬長童の装束として「浅黄蛙手目結帷」と見える。

於諸司解文者、任式文不可用薄臭紙、『延喜式』卷第五十・雜式13諸司解文条に「凡内外諸司解文、不得_レ用_レ薄臭紙、其字必令_レ分明、不得_レ一行過_レ三十三箇字」とある。

〔⑥〕附権大納言花山院師繼意見状追而書案

五節減妓員、可_レ為_レ二人之由、延喜年中式部大輔清行朝臣奏之、前掲延喜十四年三善清行意見十二箇条「一、請_レ減_レ五節妓員事」に「伏望、扱_レ良家女子未_レ婚者二人、置_レ為_レ五節妓」とある。

〔⑦〕権大納言花山院師繼意見状案

二会三会講師并灌頂阿闍梨・綱所饗祿等過差、建久・寛喜雖有制符、建久二年（一一九一）三月二十八日公家新制および寛喜三年十一月三日公家新制に「一、可_レ停止_レ二会三会已講并灌頂阿闍梨・綱所饗祿過差事」があり、前者は法勝寺大乘会・円宗寺法華会・同寺最勝会、後者は興福寺維摩会を加えて過差停止の対象と

している。

円宗寺二会、如延久起請者、春行最勝会、秋行法華会、延久四年（一一七二）十月二十五日、後三条天皇の行幸のもと円宗寺で最勝・法華両会を初めて行い、以後春に最勝会、秋に法華会とした。

物各有上中下之三品、直亦有上中下之三等、式文所載、『延喜式』卷第四十二・東西市司4増直条に「凡商売之輩、沽価之外、若有_レ妄増_レ物直_レ者、不_レ論_レ蔭贖_レ登時見決」とあるのを指すか。

粗聞建長之沙汰、建長五年（一一五三）七月十二日公家新制を指すか。ただし、残存する条文に物価統制のことは見えない。水戸部正男「公家新制の研究」、佐々木文昭「中世公武新制の研究」参照。

源不深而望流之遠、根不固而求木之長 『貞観政要』卷第一・君道第一第四章に魏徴

の諫言として「求_レ木之長_レ者、必固_レ其根本、欲_レ流之遠_レ者、必浚_レ其泉源、思_レ国之安_レ者、必積_レ其德義、源_レ不_レ深_レ而望_レ流之遠_レ、根_レ不_レ固_レ而求_レ木之長_レ、德_レ不_レ厚而思_レ国之治_レ、臣雖_レ下愚、知_レ其不_レ可_レ得_レ也」とある。本来は木の高さに根の固さ、川の長さ水源の深さが必要であるように、徳の篤さが統治に必要なことを説いたことば。

銭之為用、行来尚矣、『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）三月十六日条の万年通宝新鑄の勅に「銭之_レ為_レ用_レ、行_レ之_レ已久、公私要便莫_レ甚_レ於斯」とある。

遷有無而得宜、通公私而均利、『日本後紀』延暦十五年（七九六）十一月八日条の隆平永宝新鑄の詔に「周朝撫_レ曆、肇開_レ九府之珍、漢室膺_レ期、爰設_レ三官之貨、用能遷_レ有_レ無_レ、以均_レ利、通_レ華夷_レ而得_レ宜、濟_レ民之要須、乃益_レ国之嘉策」とあり、また同十七年九月二十三日太政官符（『類聚三代格』卷十九・禁制事）「禁_レ斷貯_レ錢事」に「用_レ錢之道取_レ於輕便、有_レ無_レ均_レ利彼此得_レ宜者也」とある。

姫周有九府、劉漢有三官、周は財幣を司る官として大府・玉府・内府・外府・泉府・天府・職内・職金・職幣の九府を置き、漢は鑄銭のため上林苑に均輸・鍾官・弁銅の三官を置いたとされる。前項も参照。

不宝遠物者、書之格言也、『書経』周書・旅獒（偽古文）に太保の召公が武王に語つ

たことばのうち、「不_レ宝、遠_レ物、則_レ遠人格、所_レ宝惟賢、則_レ邇人安」とある。

朝無廢官者、史之美談也、『漢書』食貨志上に「士農工商四民有_レ業、（中略）聖王量_レ能授_レ事、四民陳_レ力受_レ職、故朝亡_レ廢官、邑亡_レ教民、地亡_レ曠土」とある。

天平勝宝年中、金銀銅三錢並行、天平宝字四年三月、金銭開基勝宝、銀錢大平元宝、銅錢万年通宝の發行を指す。

易不云乎、通_レ其變、使_レ民不倦、『易經』繫辭下伝第二章（五）に「神農氏没、黃帝堯舜氏作、通_レ其變、使_レ民不倦、神而化_レ之、使_レ民宜_レ之」とある。黃帝や堯舜の徳政が時勢の變化に対応して物事を滞りなく通_レじさせたため、人々を倦怠させることがなかった、の意。

国守之為体、觀風俗、問百年、……憲章所載、養老戸令33国守巡行条に「凡_レ国守、每_レ年一巡行属郡、觀_レ風俗、問_レ百年、録_レ囚徒、理_レ冤枉、詳察_レ政刑得失、知_レ百姓所_レ患苦、敦諭_レ五教、勸_レ務農功、部内有_レ好學篤道、孝悌忠信、清白、異行、発_レ聞於郷閭者、挙_レ而進之、有_レ不_レ孝悌悖_レ礼、乱_レ常不_レ率_レ法令者、糾_レ而繩之、其郡境内、田疇闕、産業脩、礼教設、禁令行者、為_レ郡領之能、入_レ其境、人窮遺、農事荒、奸盜起、獄訟繁者、為_レ郡領之不」とある。

而今淳源已遠、為_レ国不_レ撰人、薄俗逾滋、『日本三代実録』貞觀四年（八六二）三月二十六日条の出挙に関する詔に、「百王不易之政」が形骸化していることを嘆いて「方_レ今、淳源已_レ遠、薄俗逾_レ滋、不_レ欺之徳罕_レ聞」とある。

国家之敗、由_レ官邪也、官之失徳、寵賂彰也、『春秋左氏伝』桓公二年（前七一〇）に魯の大夫臧哀伯が桓公を諫めたことばとして「国家之敗、由_レ官邪也、官之失_レ徳、寵賂章也」とある。

古賢曰、被_レ許重任者、在_レ非常之功勳云々、『北山抄』卷第十・史途指南「延任・重任事」に「抑興復亡_レ国、弁濟不_レ懈、或及_レ任終、逢_レ官舎焼亡等之輩、邂逅可_レ有_レ延任之恩、須_レ勘_レ任中所_レ濟、然後計_レ之、至_レ于_レ重任、可_レ在_レ非常之功勳、歟」とある。

凡_レ脩良之吏、可_レ被_レ賞之、……天仁年中大宰権師匡房卿議奏、尤_レ為_レ簡要歟、未_レ勘。『玉葉』文治三年（一一八七）五月二十三日条に「中古永延以後、天仁以往、有_レ意見

封事、天永元年白川院被_レ召_レ堀川左大臣并匡房卿等、即就_レ状有_レ沙汰」とあるのがかわるか。

諺田、俗無良医、枉死者半、拙医病、不若_レ不_レ療云々、『新修本草』序例に「諺言、俗無_レ良医、枉_レ死者半、拙_レ医療_レ病、不_レ如_レ不_レ療」とある。

秦医之誉 『春秋左氏伝』成公十年（前五八一）五月条に、秦の桓公が病中の晋の景公の求めに応じて派遣した医師緩が、景公より良医と賞された故事がある。秦の医師緩が「膏之上、膏之下」（病膏胃に入る）の元」と言い当てた景公の病根は、景公が夢想で得たとおりであったという。

天地之性、人為_レ貴、人之行、莫大_レ於_レ孝、『孝經』聖治章第十に、曾子の「聖人之徳、亡_レ以_レ加_レ於_レ孝乎」という問いに孔子が「天地之性、人為_レ貴、人之行、莫_レ大_レ於_レ孝」と答えたとある。

昔明王事孝、故事天明、事每_レ孝、故事地察、『孝經』応感章第十七に「昔者、明王事_レ父孝、故事_レ天明、事_レ母孝、故事_レ地察」とある。

愛敬尽_レ於_レ事親、而徳教加_レ於_レ百姓、刑於_レ四海、『孝經』天子章第二に「愛_レ親者、弗_レ敢_レ惡_レ於_レ人、敬_レ親者、弗_レ敢_レ慢_レ於_レ人、愛_レ敬_レ尽_レ於_レ事親、然後徳教加_レ於_レ百姓、刑_レ於_レ四海、蓋_レ天子之孝也」とある。

先王有_レ至徳要道、以_レ訓_レ天下、民用和睦、上下無_レ怨、『孝經』開宗明義章第一に「先王有_レ至徳要道、以_レ訓_レ天下、民用和睦、上下亡_レ怨」とある。

如_レ式条者、諸司整幣物、天子致_レ拜礼、奉_レ献之儀、太_レ以_レ嚴密、『延喜式』卷第一（八・神祇の各条を指すか。

縱_レ雖非_レ式数、可_レ被_レ加_レ懇念、……先日雖載制符、去年猶有_レ陵怠歟、弘長新制の「一、可_レ令_レ諸社奉幣使公卿四位五位等結番事」「一、可_レ令_レ健參_レ着本社」同使并幣物事」が奉幣使・荷前使等の怠慢や衛士による代參を禁じる。

春草暮_レ兮秋風驚、秋風罷_レ兮春草生、『文選』所収の江淹（文通）「恨賦」に、人の死の免れ得ないことを嘆いて「春草暮_レ兮秋風驚、秋風罷_レ兮春草生、綺羅畢_レ兮池館尽、琴瑟滅_レ兮丘壟平」とある。

近代有_レ祭饗體称仏法之輩……不加_レ禁遏者、殆及_レ陵廟歟、鎌倉後期に「饗體法」等と

下諸人衣服員数并服飾過差一事」「一、可_レ糺_二定繙素男女從類員数一事」、弘長新制に「一、可_レ停_二止繙素上下諸人服飾以下過差一事」「一、可_レ糺_二定繙素從類員数一事」があるなど、類似の条項は数多い。

〔⑧ 大宰権帥吉田経俊意見状案〕

君以民為體、民以君為心、『礼記』繙衣第三十三に「民以_レ君為_レ心、君以_レ民為_レ體、心莊則體舒、心肅則容敬、心好_レ之、身必安_レ之、君好_レ之、民必欲_レ之」とある。堯舜之民、非生而治、桀紂之民、非生而乱、『管子』卷第九・霸言第二十三に「堯舜之人、非_二生而理_一也、桀紂之人、非_二生而乱_一也、故理乱在_レ上也」、『太平御覽』卷六百二十四・治道部五政治三に右の「管子」を引いて「堯舜之民、非_二生而治_一、桀紂之民、非_二生而乱_一、治乱在_レ上也」とある。

任久安元年宣旨、……可被加炳誠之由、可被仰下歟、『本朝世紀』久安元年（一一四五）七月二十八日条に彗星出現にともなう「新制九箇条宣旨」の発布が見えるが、条文未詳。また、建久二年三月二十二日公家新制「一、可_レ令_二下_一知諸司所々、停_二止諸国济物、一年中催_二济一任納物一事」が「久安・保元之制」に触れる。

唐太宗者、恒思百姓事、……在官如有善事、亦具列名下云々、『貞観政要』卷第三・論折卷第七章第二章に、唐の太宗が侍臣に語ったことばとして「朕毎夜恒思_二百姓間事_一、或至_二夜半_一不_レ寐、唯恐_二都督刺史堪_レ養_二百姓_一以_レ否_一、故於_二屏風上_一、録_二其姓名_一、坐臥恒看、在_レ官如有_二善事_一、亦具列_二於名下_一」とある。

食少調有余相給、以均諸侯『史記』本紀・夏本紀第二に禹の政治のひとつとして「食少調_レ有_レ余相給、以均_二諸侯_一」とある。

食者民之天、前掲承和八年閏九月二日太政官符「応_レ設_二乾_レ稲器一事」の「民以_レ食為_レ天」によるか。

農者国之本、『帝範』務農篇の「夫食為_二人天_一、農為_二政本_一」、あるいは『史記』本紀・孝文本紀三年（前一七八）正月条の「上曰、農天下之本、其開_二籍田_一、朕親率耕、以給_二宗廟粢盛_一」、同十三年条の「上曰、農天下之本、務莫_レ大_レ焉」などによるか。神護景雲元年（七六七）四月二十四日勅（類聚三代格）卷第八・農桑事にも「夫農者天下之本也」とある。

如格条者、常荒田百姓耕作、六年之後徵租云々、天長元年八月二十日太政官符（類聚三代格）卷第八・農桑事「一、應_二諸国荒田令_二民耕食一事」に「夫除_二不堪佃之外、別有_二常荒田_一、百姓耕作、国司徵_二租_一、民畏_二此迫_一、常憚_二耕食_一、伏望、一身之間、永聽_二耕食_一、但_二六年之後徵_二租如_レ法_一」とある。

刑法者邦国之雷霆、恩沢者帝王之雨露也、『唐書』列伝第二百二十九・崔昭緯に、昭宗が専横な崔昭緯の処罰を命じたことばとして「朕以_レ恩沢者帝王之雨露、刑法者邦国之雷霆、無_二雨露_一則庶物不_レ榮、無_二雷霆_一則万邦不_レ肅」とある。

唐堯者、其刑画象、而民不犯云々、『文選』所収の漢武帝「賢良詔」に「昔在唐虞、画_レ象而民不_レ犯、日月所_レ燭、莫_レ不_二率俾_一」とある。また、『史記』本紀・孝文本紀十三年条に「詔曰、蓋聞、有虞氏之時、画_二衣冠_一、異_二章服_一、以為_レ僂、而民不_レ犯、何則至治也」、『漢書』本紀・元帝紀の永光二年（前四二）二月条に「詔曰、蓋聞、唐虞象刑、而民不_レ犯、殷周法行、而姦軌服」などがある。象刑とは、肉刑の代わりに衣服の色や文様等を変えさせる刑罰のこと。

淀川津料者、寛喜高野大塔、正嘉伝法院、……有沙汰被止了、貞永二年（一一三三）の除目に「高野大塔功」、建長六年（一一五四）の除目に「伝法院造営功」の任官者が複数見え（『民経記』貞永二年正月二十五日・四月八日条、『経俊卿記』建長六年八月五日条）、それぞれ前後の造営がうかがえる。ただし、当初淀川津料が造営に充てられた旨は管見に触れない。

今依金峰山造営、……号宣旨取津料、『外記日記（新抄）』『帝王編年記』各文永元年六月二十七日条に大和金峰山藏王堂以下が落雷で炎上したことが見え、『民経記』同五年十二月二十七日条に「金峰山造営并奉行仁事」とある。この修造に淀川津料が充てられたか。

賀茂祭使已下人数、被載弘長制符了、弘長新制「一、可_レ停_二止賀茂祭使以下過差一事」に雑色的人数規定があり、「不_レ可_レ過_二四人_一」と定める。

狩衣裏引糲事、……宣下先了、弘長新制「一、可_レ停_二止繙素上下諸人服飾以下過差一事」に「諸司諸衛輩以下狩衣裏、可_レ停_二止厚引糲_一」とある。

已上、雖載建曆・寛喜之制、不載建長・弘長之符、建曆二年三月二十二日公家新制

「一、可_レ糺_二定細素上下諸人服飾過差_一」に「輿外金物、可_レ停_二止_一」「車内金物、要_レ須所之外、不_レ論_二貴賤、可_レ停_二止_一」、寛喜三年十一月三日公家新制「一、可_レ停_二止_一乘馬騎馬過差_一」に「車内金物、除_二要須所之外、任_二建曆符、可_レ停_二止_一」「僧侶除_二僧止・法務之外、(中略)輿外連子・外金物・簾垂組緒等、可_レ停_二止_一」とある。建長五年七月十二日公家新制は条文未詳、弘長新制の過差停止に同様の条文はない。

二会三会已講并灌頂阿闍梨・綱所饗祿事、雖載度々之嚴制、建久二年三月二十八日および寛喜三年十一月三日公家新制の「一、可_レ停_二止_一二会、三会已講并灌頂阿闍梨・綱所饗祿過差_一」を指す。

〔9〕從二位法性寺顯雅意見状案〕

去年十二月廿三日被下諸国院宣、……二任一度可遂国儉、『外記日記（新抄）』文永二年十二月二十三日条に「諸国檢延引、二任一度可_レ遂行_一之由、被_レ下_二院宣_一云々」とある。

去弘長三年、可注申新立庄園之由、被下綸旨之處、佐渡国終以不注進之、未勘。弘

長新制に該当する条項はない。なお、佐渡国内で確認される庄園はいずれも雑太郡の石清水八幡宮領野原別宮と日吉社領新穂庄のみとされる。田中圭一「佐渡国」〔講座日本莊園史〕六〕参照。

去弘長三年被下格制、寄附異他由儲相伝之所、……可返付庄務云々、弘長新制「一、可_レ有_二任_一理成敗、本家領家不和庄園事」に「或為_二寄附異他之地、或為_二由緒相伝之所、而無_二故欲_一押領、近代多_二此訴、先触_二本家、無_二指子細_一者、殊尋_二究道理、可_レ返_二付庄務_一」とある。

如弘長制符者、細素貴賤、……皆禁奢侈、悉止過差、弘長新制の「一、可_レ停_二止_一細素上下諸人服飾以下過差_一」に「一、可_レ停_二止_一賀茂祭使以下過差_一」に「一、可_レ停_二止_一五節過差_一」に「一、可_レ停_二止_一灌仏女房布施過差_一」に「一、可_レ糺_二定細素從類員數_一」を指す。

古人曰、立制設隨、自上破之、令下効之云々、前掲延喜十四年三善清行意見十二箇条「一、請_レ禁_二奢侈_一」に「又飫宴之制、類張_二格式、而此法常自_レ上破_レ之、令_レ

下効_レ之」とある。

又曰、禁止事繁、有司不違、……令庶民知節制云々、同前三善清行意見十二箇条「一、請_レ禁_二奢侈_一」に齋供・葬宴の驕奢を戒めて「但郊畿之内、道場非_レ一、故檢非違使、不_レ違_二禁止_一、伏望、申_レ勅_二公卿大夫百官諸牧、各慎_二此僭濫_一、令_レ天下庶民知_二其節制_一」とある。

如記録者、造太神宮之間、新造舎屋制之、『中右記』寛治八年（一〇九四）十月三十日条に、殿上定において「内裏可_レ作哉否事、諸卿多被_レ申云、伊勢大神宮内外遷宮之比、諸国役夫工等相催之間、多有_二亡弊聞_一、過_二今三ヶ年_一可_レ被_二造宮_一歟、同永久二年（一一一四）八月六日条に、同じく殿上定で内裏造宮に關して「但今年伊勢内宮正遷宮也、又明後年外宮正遷宮也、然者明年其隙可_レ被_レ作歟、往年伊勢遷宮之間、内裏雖_レ有_二造宮例_一、猶於_二正遷宮年_一者、尤可_レ有_二憚也_一」と議論されたとあり、伊勢遷宮と造内裏の重複が回避されている。小島鉦作「大神宮式年造替遷宮の社会経済史的考察」〔伊勢神宮史の研究〕参照。

〔10〕左大史小槻有家意見状案〕

民惟邦本、本固国寧、民之所資、農業是切、載而在延曆符矣、延曆三年十一月三日太政官符〔類聚三代格〕卷第十五・墾田并佃事〕「禁_二断国司作_一田妨_二百姓業_一」の冒頭に「民惟邦本、本固邦寧、民之所_レ資、農桑是切」とある。「民惟邦本、本固邦寧」は『書経』五子之歌にあることば。

復百姓徭、貞觀六年正月九日太政官符〔類聚三代格〕卷第十七・蠲免事〕に「心復_二百姓徭_一」として徭役の免除を定める。

貧乏之民、被免調庸、弘仁十四年（八二三）二月二十一日太政官謹奏〔類聚三代格〕卷第十五・易田并公营田事〕「心_レ免_二調庸_一」に「夫貧乏之民、夏月作_二調庸_一等物、迫_二於無_一食減_二直壳失、臨_二貢調日、更倍_二價買求、民之大弊_一」とある。

老丁之徭、永從寬免、八十已上及鰥寡孤独不能自存者、節級賜物、天長五年七月二十九日詔〔類聚三代格〕第十七・蠲免事〕に「老丁之徭、永從_二寬免_一、八十已上及鰥寡孤独不能_レ自存_一者、節級賜物」とある。

遣詔使問民苦并訴、天長二年五月十日太政官符〔類聚三代格〕卷第十二・諸使并

公文事）「定詔使官使事」に「度時立制、古今收貴、宜定使色以肅將來、其巡察覆囚檢稅交替畿内校班田問民苦并訴等使、並准詔使之例」とある。

令義倉之物給養之、慶雲三年（七〇六）二月十六日勅旨（『類聚三代格』卷第十四・義倉事）に「一位以下及百姓雜色人等、皆取戸粟以為義倉、是義倉之物、給養窮民、預為儲備」とある。

先符云、近年之間、……致臨時課役之費云々、未勘。弘長新制「一、可停止役夫工・造内裏以下、先例有限勅院事外、同臨時徵下事」の内容が近いが、近年云々の文言はない。あるいは条文未詳の建長五年七月十二日公家新制等にあつたものか。

勢力之家駈使百姓、貧窮百姓無飯自存、……見宝龜三年官符、宝龜三年（七七二）十月十四日太政官符（『類聚三代格』卷第十五・墾田并佃事）「聽墾田事」に天平神護元年（七六五）三月六日勅より「天下諸人競為墾田、勢力之家駈使百姓、貧窮之民百姓無暇自存」と引いて、「自今以後、任令開墾、但其飯勢苦百姓者、宜嚴禁斷莫令更然」とある。

諸国司等厥政多僻、不愧撫道之乖方、百姓凋弊、職而斯由云々、前掲延暦三年十一月三日太政官符「禁斷国司作田妨百姓業事」に「頃者諸国司等厥政多僻、不愧撫導之乖方、唯恐侵漁之未巧、或広占林野、奪蒼生之便要、或多營田園、妨黔黎之産業、百姓彫弊、職此之由、宜加禁制、懲革貪濁」とある。

農者天下之本也、吏者民之父母也、……同詳恪条歟、前掲神護景雲元年四月二十四日勅に「夫農者天下之本也、吏者民之父母也、（中略）仍択差国司恪勤尤異者一人、并郡司及民中良謹有誠者郡別一人、專当其事、録名申上、先以肅敬禱祀境内有驗神祇、次以存心勸課部下百姓産業」とある。

天長元年八月官符傳、諸国荒田令民耕食者、……常憚耕食云々、⑧に既出。
承和七年二月官符傳、王臣并富家百姓稻穀、……皇王令範、古今嘉猷云々、承和七年二月十一日太政官符（『類聚三代格』卷第十四・出挙事）「応且実録且班給王臣并富豪百姓稻穀事」に、弘仁十年二月二十日太政官符より「宜遣使者実録富豪之財、借貸困窮之徒、秋收之時依数俾報」と引いて「量宜制權、隨時

施化、皇王令範、古今嘉猷、宜因循故実、詳令実録、析此有余、補彼不足者、宜不論王臣百姓皆悉令貸秋收俾報」とある。

令左右看督近衛等……寛平八年被下官符之上、保元・治承論旨稠疊者歟、寛平八年閏正月十七日太政官符（『類聚三代格』卷十二・諸使并公文事）「応令左右看督近衛等毎旬巡檢施藥院并東西悲田病者孤子多少有無安否等事」に「事須看督近衛等巡檢京中之日有見路辺病人孤子者、隨便令取送院并東西悲田」とある。また、建久二年三月二十八日公家新制「一、可禁制棄病者孤子於京中路

辺事」に「依保元符」とあり、条文未詳の保元二年（一一五七）十月八日公家新制、およびそれを援用したとされる治承二年七月十八日公家新制にも同趣旨の条文があつたかと推測される。前掲水戸部『公家新制の研究』、佐々木『中世公武新制の研究』参照。

建長度預觀問之時、所存之趣注進粗畢、建長五年七月十二日公家新制にかかわるものか。発布の経緯は未詳。小槻有家は同四年十月任左大史。

不知嚴霜之可肅、還忘薄氷之將危、昌泰三年（九〇〇）四月二十五日太政官符（『類聚三代格』卷第十九・禁制事）「一、禁制諸司諸家所々人等饗宴群飲及諸祭使等饗事」に、度々の饗宴群飲禁令に言及して「而今違犯之輩流弊成風、不知嚴霜之可肅、還忘薄氷之既危」とあり、その効なきを嘆く。

諸司諸家所々饗宴過差群飲違制、……格条之所載也、貞観八年正月二十三日太政官符（『類聚三代格』卷第十九・禁制事）「一、禁制諸司諸家所々之人焼尾荒鎮又責人求飲及臨時群飲事」、前掲昌泰三年四月二十五日太政官符「一、重禁斷諸司諸家所々人等饗宴群飲及諸祭使等饗事」がある。「組案」は料理を盛る組と案のことか。右記昌泰三年太政官符も饗宴の奢侈を「盤中之盛高過数寸、組上之設豊盈方丈」と表現している。

焼尾荒鎮之禁断、宜守貞観八年正月廿三日符旨歟、前項参照。焼尾荒鎮は新任・昇任の官人が催す祝宴のこと。
令民心深息肩之悦、国政少用稅之費歟、前掲貞観六年正月九日太政官符「一、復百姓徭事」に「宜乃眷公事、務廻方略、令民心深息肩之悦、国政少用稅

之費^甲とある。

〔⑪ 右大史小槻秀氏意見状案〕

件条々、或載寛喜符、或在建長制、……兼又弘長年中、殊有沙汰被下嚴制、寛喜三年十一月三日公家新制「一、可^レ糾^ニ定上下諸人衣服員數并服飾過差^一事」に同趣旨のことがあるが、弘長新制「一、可^レ停^ニ止緇素上下諸人服飾以下過差^一事」の内容はこれに必ずしも一致しない。また、建長五年七月十二日公家新制は条文未詳であり、本記述より内容が復原される。

任弘長符一同被停止可宜歟、弘長新制の「一、可^レ優^ニ恤同土民不安堵^一事」か「一、可^レ停^ニ止役夫工・造内裏以下、先例有^レ限勅院事外、同臨時徵下^一事」を指すか。

如式条者、京中不聽營水田、……不得^レ広溝迫路者、『延喜式』卷第四十二・左右京職23京中水田条に「凡京中不^レ聽^レ營^一水田、但大小路辺及卑湿之地、聽^レ殖^一水蔥・芹・蓮之類、不得^レ因^レ此^一広溝迫^一路」とある。

獄囚米無実事、……任先符之旨、殊可被興行歟、建久二年三月二十八日公家新制「一、可^レ催^ニ勤獄囚米并官田地子^一事」に「獄囚米・官田地子、任^ニ元曆符、慥令^ニ遵行^一」、弘長新制「一、可^レ催^ニ勤獄囚米^一事」に「任^ニ旧符^一可^レ遵^ニ行^一之」とある。

勾引人并売買人事、……任代々制符、殊可有沙汰歟、治承二年七月十八日公家新制に「一、應^レ擲^ニ禁勾^一引諸人奴婢、売^ニ買^一要人^一輩^一事」、建久二年三月二十八日公家新制に「一、可^レ令^レ擲^ニ禁勾^一引諸人奴婢、売^ニ買^一要人^一輩^一事」、嘉祿元年（一一二二）十月二十九日・同二年正月二十六日公家新制に「一、可^レ令^レ擲^ニ禁勾^一引人并売^ニ買^一要人^一輩^一事」、弘長元年五月十一日公家新制に「一、可^レ停^ニ止売^ニ買^一人^一事」、弘長新制に「一、可^レ擲^ニ禁人^一勾^一引諸人奴婢、売^ニ買^一要人^一輩^一事」と、公家新制において人身拘引・売買の禁制は数多い。

如天長格者、諸国置賑給飢民之料稻、從時賑給各有差別、天長十年七月六日太政官符（『類聚三代格』卷第七・牧宰事）「應^ニ賑給法依^レ例事」に「太政官去六月三日下^ニ五畿内七道諸国^一符備、賑^ニ給飢民^一之料稻、大國十萬束、上國八萬束、中國六萬束、下國四萬束者、（中略）雖^レ隨^ニ国大少^一下^ニ知彼料^一、而賑給之法非^レ無^ニ恒例^一、

宜^レ給^ニ大男三束、中男大女二束、小男小女一束^一とある。

延喜・天曆二代、殊又有嚴密之沙汰、……故差遣勅使、令行其事、天曆七年七月五日宣旨（『政事要略』卷第六十・交替雜事二十賑給）に、前掲天長十年格と延長二年九月二十二日官符をふまえて賑給の稲料を定める。

〔⑫ 大外記清原良季意見状案〕

文治・弘長才卿以下多上意見、文治三年四（五月）に公卿・外記史の意見封事がなされ、十二月、新制が發布された。奥田環「九条兼実と意見封事」（『川村学園女子大学研究紀要』一）参照。弘長新制の制定に至る過程は、記録を欠き未詳。

魏徵有言、非知之難、行之難、非行之難、終之難、『貞觀政要』卷第十・論慎終第四十章第五章に、魏徵が唐の太宗に諫言したことばとして、「語曰、非^レ知^レ之難、行^レ之難、非^レ行^レ之難、終^レ之難、斯言信矣」と故事を引いた箇所がある。

〔⑬ 大炊頭兼大外記博士周防権守中原師頭意見状案〕

民惟国本、々固国寧、⑩に既出。
妨農時以使之、忽背先哲格言、②に既出。

三石府 二天

撫民事

一 可平減自今年三五年諸國諸臣國表秋下
 濟事

右國者以民為天非矣者何歎國者以民為本
 本者何依國茲以養民為德政以撫民為善政
 思人天類為精福之象之故孔子曰省力德
 薄賦斂則民富矣日本事紀曰仁德天皇御宇
 百姓既百家長炊者降三年深役寬平軍
 管家勅養濟窮民急之濟窮民者免調庸
 省租稅減信使加賑恤之義之而今欲免調稅租
 則么用猶多可政物煩欲用舍加賑則其
 不良生也必實仗望者天下今年之才信以皆
 百姓之制使之世賢人眉之將濟民之再猶不
 國表更之之令極民之官極取治持得諸國
 諸臣國自今年三五年收其減表秋下濟事
 若得黎民之豐贖始編乞者會吏云云

【植田論文 図版】九条本『撫民儉約之事(文永三年)』第5紙(B) ③前左大臣洞院実雄意見状案 冒頭

二箇隆事

撫民事

一 撫民事

右撫民之道乞以不棄唐時下力奉
 然之每當東作而收之期乞其月
 諸國遍設優免人吏俸長役者乞
 加以老養石坊乞益乞政乞

一 恤飭事

右自前不設以恤飭不設非在無行之
 趣人假令台者全其破者以銀俸補
 之銀其破者以銅俸補之不意而上
 美就恤之策也萬物准之今如欲行
 昔其國舊其始造新其之類也即
 乞恤飭之計乞若所新造之類乞
 然乞改用奏至初於上階之台法不
 宜者平

一 前二階之台及大概此人之
 踏者民之憂若者過於土木之世造

【植田論文 図版】九条本『撫民儉約之事(文永三年)』第9紙(A) ④兵部卿四条隆親意見状案 冒頭